



◆ 8月の税務と労務

国 税/7月分源泉所得税の納付 8月10日

国 税/6月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 8月31日

国 税/12月決算法人の中間申告

国 税/9月、12月、3月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合)8月31日

国 税/個人事業者の消費税等の中間申告 8月31日

地方税/個人事業税第1期分の納付

都道府県の条例で定める日

8月31日

地方税/個人住民税第2期分の納付

市町村の条例で定める日

	$\overline{}$	/ ** [] \	4110110	200			$\overline{}$
	<i> </i>	(葉月)	AUGUS	T			
U	月	11日・月	山の日				
		—月—	一火一		一木一	金	A
	•	7.3		.,,			
	•	•	0	1	2	3	4
	5	6	7	8	9	10	11
			- /				* 0
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
	19	20	21	22	23	24	2)
	26	27	28	29	30	31	
	20	4/	20	29	50	51	
	(



eLTAX 地方公共団体で組織・運営する(一社)地方税電子化協議会が地方税の申告、申請、納税等の手続きをインターネットで電子的に行う地方税ポータルシステム。ポータルセンタで一括で受け付けた申告データ等を各地方公共団体へ送信するため、経理担当者の事務手続きが簡素化できます。なお、今月25・26日には休日も運用されます。

きな宅地の評価のポイント

と 従 な 来 き評続な価、 9 の宅 て「広 大地の ま は年 す 与 月 が適用に が適用に 止 大の相

てみ 等に 土 うます。 大きな影響を受けるケー地所有者の中には、相続! ります 0 ここで整理 しス税

度の 目

れがあにの地る 広く ることなどを考 道 評積標 7 e V 路 価 が準 大 くなるほ 水広大地と ました。 ば • いな宅地でとは、 公園 戸 八な宅 建 ど評 墨等の負 地 13 慮担 の比 価 0) 貝担が必要で 碳を行う場合 《担が必 こと 額 ベ地 て て、 が 域 で、 著しく 減 13 額 面 お そ さ積 H

た離価り評 価 し それを加味して かし、 と相 7 二十九 いる 続 事 税 元年度税制です例が多くな n 評 が価 ま 額が決 多く発生 地 で 0 0 いまる 形広 改 大 以正大網 大きく取引 たまくれ の

地

所 地 計

域

すに法

る宅地に指定され

7 域

る I.

れ地

いが

画

二適十用 づので 固広 価 基 本通達を見直しました。・九年十月に国税庁が財産評決要件の明確化が盛り込まれ、 性 評 大 価 に地 する 応 評 じ 価 して形 方法への見 13 9 状い て、 • 面 直し 積に 各 P 基

価地 概規 要模 の 大きな宅地 ٥ 摔

ŋ

2

は、 m² 圏 m² (1)**(1)** す が規 法 し 以以以 市街化が上の地 できる 保る同 る宅 第三 定する開 号 外 上大地 0 都積 0 0) 代調整区域に化調整区域の地積の宅地ない地積の宅地ない 地域にお 地 地 市規 積 卷 模 にの 0) 宅 お大 いては 除か れいては 介きな を 11 n 13 宅 $\overline{}$ 11 一大都 ます。 五地 9 ます。 いて \bigcirc ع Ŏ Õ 市 \bigcirc

土 地 (2) (4) 3 、見模の大 対象となる宅 ただった 宅 ○京 評 地 都指 % 価 0) 定 以特 容 通 Ĺ 別 達 の区率 にが 地 お四 域 I にいり 所 70 0% (東 定 0) 在 する

普地域の 通 住宅地 通商業のに所在が に対地 大規模工場用地 対象となる宅地 派模の大きな宅地の、 がでするものについ がでであるのについ がでは、路 がでするものについ がでするものについ がでするものについ がでするものについ がでするものについ 象積 うち、 及び 線 0) とな普 は価評 地価

なります。 に該当する宅地 いては、地積型 信率地に **/ます**。 地 規所 であの 模 在 する 大きな宅地 n \$ ば 対 のに 象と 9

併宅だ林す 合の成地適 地 等を除 の転用要件を 観 費を要するため、 市 な への転用をするには多類用要件を満たす場合には積規模の大きな宅地の証 点 び お、市 (から転 場路市 街 合と同様に、普通 地 き、 街 街 区及び 価地 周 適用対象となりない思います。 地 地 辺 原 農地 原野も一 域 にあ 等に 通 経 同 いって 市 め済 様 合額 には、評価 つ 街 e V 商 0 は、 地 い理の 価 ま場性造宅の た山

8 る

所 在 する b 0) に 限 5 n ま す

3 価 方

造の地積をからいる。 (1) 地積を乗じて計算して求めた価額に 率形の地 形路 線 補 価 か、正率 に 率 奥 地 一などの地域に所 額格が 各 L 差 補 在 そ補の正 する た 種 正 価 画 率 額宅率地に地を補 Þ 補不

ず $(2) \times$ 種正 画 地 率 かの倍積地 × 価 福正率 (不整形) ① 率 いの地㎡ 価価域 額で評している。 地補個 X 規 模 正 X 上率などの (奥行価格) 0 格 価 す ï á 価 差 します。い 場 補 正 各補

おそ りれ 規模格差 = - $(A) \times (B) + (C)$ で ぞ $- \times 0.8$ れ次 補正率 す 地積規模の 大きな字地の地積(A) í 掲

地てほ正奥りで離 額額 規積求か率行のあ及そ に な価価るびの 倍の 格乗た規ど格額と奥宅 率 宅 じ価模の補にし行地 を地 た距が 補 て額格各正 乗の 正計に差種率普場離標 じ固 補画 通合を準 て定 計資 しそ正地不住の有的 たの率補整宅一すな 算 産 価宅を正形地㎡る間 し税 額地乗率地区当宅口 た評

のじの補のた地距

(3)

げるな地及 注まに率 地宅積び算を下は模り上すよは規率算 図域地規一式切第、 格計記 、模 9 表にの模の中り二小差算算 て上格 計の差 算算補 し式正

図表1 三大都市圏に所在する字地

三大都市圏以外の地域に所在する字地

	地区区分	普通商業·併用住宅地区、 普通住宅地区		
地積(㎡)	記号	B	©	
500以上	1,000未満	0.95	25	
1,000 //	3,000 //	0.90	75	
3,000 //	5,000 //	0.85	225	
5,000 //		0.80	475	

	地区区分	普通商業・併用住宅地区、 普通住宅地区		
地積(㎡)	記号	B	©	
1,000以上	3,000未満	0.90	100	
3,000 //	5,000 //	0.85	250	
5,000 //		0.80	500	

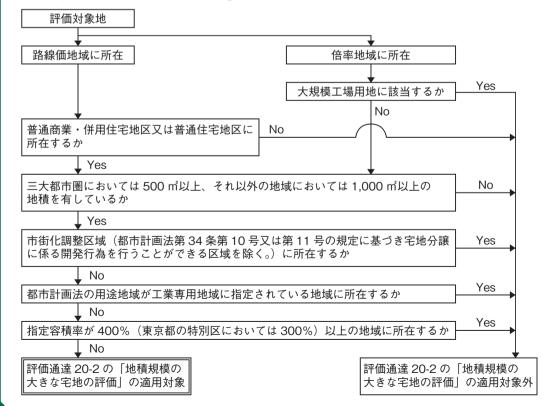
(国税庁資料)

(1)

そ

価価

図表 2「地積規模の大きな宅地の評価」の適用対象の判定のためのフローチャート



暑中のご挨拶

暑中お見舞い申し上げます。

h

h

h

h

h

日本年金機構が約500万人分の受給者データの入力を委託した東京都内の情 報処理会社が、契約で別業者への再委託を禁止されていたにもかかわらず、中 国の業者に個人情報の入力業務を再委託していたことが判明し、その結果、自 治体とのマイナンバー連携が遅れました。企業のコンプライアンスの欠如と日 本年金機構の入札業者に対するチェック不足が明らかになりました。

政官民を挙げての施策により訪日外国人旅行者数は右肩上がりを続けていま すが、平成30年度税制改正では、さらなる訪日外国人旅行者数増加や観光基盤 の拡充・強化を図るための恒久的な財源確保として「国際観光旅客税 | が創設さ れました。来年1月7日からの出国1回について1,000円が徴収されます。

政府によると、今年に入り我が国経済は堅調に推移し、設備投資は生産性向 上や省力化のための投資で積極的な動きとなり、雇用も有効求人倍率が高水準 で推移して、個人消費も高額商品が好調となっているようです。中小企業者全 般がこれらを感じられるようになることが期待されます。

皆様の益々のご発展とご健勝を祈念し、ご挨拶といたします。

医

療

費

控除

補

聴器

ഗ 購

費

用

水準を 額に限られ 象となりま ただし、 |師による診 療等を 直 づくも |接必要か否かにつ 著しく超え 行 す。 0 ま 源や でな て 般的に す。 ſ١ る医 治療 この ゖ な 支 h ſ١ 部分の の が補聴器! ば 師 などの ١١ 0 な ては、 判断 6) が

や治療などの の せ その が、 報 た

のた

め 医

に

直 に

接必要な補聴

器の

師

による診

療

ため

の費用は

医

療費控除

に、変でな 療費控除 当該補聴器の購である旨を証明_概器が診療等のな 学会が認 提供 め 補 の対 聴器 書 象となります。 定した補 適合に ために 等に 購 Ü 八費用ご てい 寸 ょ 法 に直接必 、る場合 関 聴器 つ 人耳 て はする

相続時精算課税を適用後に 少額の贈与をしたとき

相続時精算課税をいったん選択した場合 の特定贈与者からの贈与については、暦年 課税に係る贈与税の基礎控除の適用を受け ることはできません。そのため、「相続時 精算課税選択届出書」を提出した年分以降、 特定贈与者からの贈与により取得した財産 については、たとえ贈与税の基礎控除額の 110万円以下であったとしても、贈与税の 申告をする必要があります。なお、期限内 に申告しなかった場合には、相続時精算課 税の特別控除の適用を受けることはできま せん。

また、将来の特定贈与者の死亡に係る相 続税の計算の際に、相続時精算課税の選択 後に特定贈与者から贈与を受けた財産は、 贈与税の申告の有無にかかわらず相続時精 算課税適用者の相続税の課税価格に算入し なければなりません。